

## 保証委託契約に関する重要事項説明書

### 1. 保証委託料のお支払いについて

契約者様には、以下の保証委託料をお支払いいただきます。

初回保証委託料 (契約時)	入居時に指定された金額
継続保証委託料 (契約締結時から1年ごと)	居住用物件：10,000円(駐車場のみの場合は0円) 事業用物件・借地：賃料等の合計額の10%(最低保証委託料 30,000円)
追加保証委託料	賃料等が増額された場合、お支払いいただく場合があります。

### 2. 保証範囲について

大成保証株式会社が、賃借人様に対して連帯保証致します。

賃料等	賃貸借契約に定める月額賃料、月額管理費・共益費、月額駐車場代、その他の固定費等
更新料※	賃貸借契約の更新時に契約者様が負担する費用(賃貸借契約が2年未満の場合を除く)
退去時精算費用	契約者様が退去時に負担する原状回復費用及び賃貸借契約の特約に基づく修理、修繕費用
賃料等相当損害金	賃貸借契約終了後、物件明渡迄の期間の損害金

※プランにより保証の有無があります。

### 3. 保証極度額について

居住用・駐車場のみの場合は24ヶ月分、事業用・借地の場合は6ヶ月分となります。

### 4. 保証限度額について

※ただし、特約がある場合は特約条項に従います。

	居住用	事業用
賃料等	賃料等1ヶ月分 / 月	賃料等1ヶ月分 / 月
① 更新料※	賃料等1ヶ月分 / 回	賃料等1ヶ月分 / 回
② 退去時精算費用	賃料等1ヶ月分 / 回	賃料等1ヶ月分 / 回
賃料等相当損害金	賃料等1ヶ月分 / 月	賃料等1ヶ月分 / 月

※プランにより保証の有無があります。

### 5. 保証期間について

保証委託契約が成立してから、物件の明渡完了までとなります。

### 6. 退去決定後の連絡について

契約物件の退去がお決まりになりましたら、管理会社様とあわせて当社にもご連絡頂きますようお願い致します。

TEL: 03-6230-9297

受付時間: 9:00~18:00(日祝日、年末年始を除く)

### 7. 注意事項について

- 保証委託契約が、契約期間の途中で解約された場合でも、お支払い済みの保証委託料の返還はできません。
- 契約後にお届け頂いた情報に変更が生じた場合は速やかにご連絡頂きますようお願い致します。  
(電話番号・勤務先・緊急連絡先または連帯保証人様の連絡先等)
- 保証委託契約は、契約者様の賃料等の支払義務を免除するものではありません。
- 賃料等は、賃貸借契約で定められた日までにお支払いください。
- 万一、当社が賃料等を立替払いした場合、当社が立替金額に加えて別途1,000円(税別)を立替手数料としてご契約者様へ請求いたします。  
また、遅延した日から支払済みまで年14.6%の割合による遅延損害金(年365日の日割計算による)をお支払頂きます。
- 当社が賃料等を立替払いし、契約者様にご請求する際に、お届け頂いた連絡先に連絡を差し上げても連絡が取れない場合、やむを得ず、契約者様または入居者様の安否確認及び状況確認の為、警察官等の立会のもとで物件内に立ち入りする場合がございます。
- 賃借人へ敷金を預入している場合で、退去の際に当社への立替金未払いがあるときは、賃借人から当社に敷金を返還していただく場合がございます。
- 本書面と保証委託契約書は必ず保管してください。

保証会社	商号：大成保証株式会社	家賃債務保証業者登録番号：国土交通大臣(1)第90号
	住所：東京都港区赤坂3-2-8	登録日：令和3年11月30日
	電話番号：03-6230-9297(代表)	

# 大成保証株式会社 個人情報取扱条項

保証委託契約または賃貸保証契約等（以下、総じて「保証契約」という。）の賃借人、賃貸人並びに連帯保証人（申込中の場合を含み、以下これらの者を「申込者等」といいます）は、大成保証株式会社（以下、「当社」という）が、本条項に従い、個人情報を取り扱うことに同意します。

## 第1条（個人情報）

当社が取り扱う「個人情報」とは、次の各号に掲げる個人に関する情報をいう。

- ①保証委託申込書、保証委託契約書及び賃貸保証契約書等に記載された氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、金融機関情報、国籍、職業、勤務先名称及び住所、連絡先、収入額その他の事項（契約締結後に届けられた変更後の情報を含む）
- ②保証関連契約等における被保証債務に関する賃貸物件の名称、所在地及び賃料等の契約情報
- ③保証関連契約等締結可否の判断の為、申込者等より知りえた生活保護受給理由（傷病歴等を含む）情報
- ④保証関連契約等に関する賃料支払状況等の取引情報および申込者等との交渉内容
- ⑤運転免許証、パスポートおよび在留カード等に記載された本人確認および審査判断の為の情報
- ⑥個人の肖像または音声を磁氣的または光学的記録媒体等で記録された映像または音声情報
- ⑦当社が適正かつ適法に取得した住民票等公的機関が発行する書面に記載された事項
- ⑧裁判所等公共機関、官報、マスメディア、電話帳または住宅地図等に記載された事項
- ⑨個人情報開示等の請求に関して当社が取得した情報

## 第2条（個人情報の利用目的）

当社は、次の目的のために個人情報を利用します。また、あらかじめ本人の同意を得ずに利用目的範囲を超えて個人情報の利用はいたしません。

- ①保証関連契約等の締結可否の判断のため
- ②家賃保証サービス、その他各種サービス履行のため
- ③保証関連契約等に係る事前および事後求償権行使を含む適切な債権の管理・保全のため
- ④保証関連契約等の適切な管理（保証関連契約等終了後における必要な管理を含む）の実施のため
- ⑤保証関連契約等に係る賃料管理業務および集金代行業務のため
- ⑥賃貸借契約の履行および管理並びに契約終了後の債権債務の精算のため
- ⑦不動産のあっせんおよび仲介業務のため
- ⑧ご意見、ご要望またはご相談等について、確認、回答またはその他対応のため
- ⑨個人情報開示等の請求に対応するため
- ⑩当社および当社提携企業が提供する申込者等にとって有用と思われる商品やサービスを紹介するためのカタログ、ダイレクトメール、試供品等の送付またはアンケート発送のため
- ⑪その他上記各号の目的を達成するために必要となる付随業務の実施のため

## 第3条（個人情報の第三者への提供）

当社は、以下に該当する場合を除くほか、個人情報を第三者に提供いたしません。

- ①前条各号の利用目的の範囲内において賃貸人、賃借人、宅地建物取引業者、賃貸物件管理会社、連帯保証人、緊急連絡先、同居人、弁護士その他利用目的達成のために必要かつ合理的範囲の相手方（いずれも外国にある者を含む）に対し、書面、郵送物、電話、電子メール等を用いて対応を行う必要が生じた場合
- ②あらかじめ本人の同意を得た場合
- ③法令に基づく場合
- ④人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって申込者等本人の同意を得ることが困難である場合
- ⑤公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることが困難である場合
- ⑥国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、申込

者等本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

## 第4条（個人情報取扱業務の外部委託）

当社は、利用目的の範囲内において、個人情報を取扱う業務の一部または全部を外部委託することがあります。この場合、当社は、当該業務委託先に対する適切な監督を行い、安全管理措置を講じるものとします。

## 第5条（個人情報の開示・訂正・利用停止等）

当社が保有する個人情報について、その開示、利用目的の通知、内容の訂正、追加、または削除、利用停止、消去、第三者提供停止の請求（以下、「開示請求等」といいます。）を受けたときは、厳正な本人確認の上、速やかに対応を行うものとします。ただし、請求の内容が以下のいずれかに該当する場合は、当社の判断により個人情報の全部または一部を非開示とすることができるとします。

①申込者等本人または第三者の生命、身体、財産その他権利利益を害するおそれがある場合

②当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

③法令に違反することとなる場合

## 第6条（個人情報の正確性）

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めます。但し、保証関連契約等の申込時または承諾時において提供された個人情報が正確かつ最新であることについては、申込者等が責任を負うものとします。

## 第7条（必要情報の提出）

申込者等は、保証関連契約等の申込、承諾または履行に必要な情報（運転免許証、パスポート等の書類に記載された本籍地、国籍等の情報を含む）を提出することに同意します。また、預金情報、クレジットカード保有情報や自己破産等の情報についても虚偽なく申告するものとします。

## 第8条（個人情報提供の任意性）

当社は、申込者等から提供を受けた個人情報に基づき保証関連契約等の締結可否の判断を行います。必要な個人情報を提供頂けない場合は、保証関連契約等の締結をお断りする場合があります。

## 第9条（審査結果）

申込者等は、当社の審査結果の内容について異議を申し立てないことについて同意します。なお、当社は審査結果に関する判定理由については開示いたしません。また、当社は法令に定められた訂正等、利用停止の場合を除き、提供された個人情報および個人情報を含む書面については返却いたしません。

## 第10条（個人情報管理）

①当社は、管理下にある個人情報の漏洩、滅失、毀損または不正アクセス等のリスクを防止するために必要なセキュリティ対策の実施に努めます。

②当社は、保有する個人情報について権限をもつ利用者のみがアクセスできる安全な環境下に保管するよう努めます。

## 第11条（本条項の改定）

当社は、法令等に定めのある場合を除き、本条項を適宜改定できるものとし、当該改定内容が申込者等に重大な影響を及ぼすおそれがある場合に、申込者等に通知または当社ホームページ等を通して適切な方法で告知するものとし

## 第12条（申込者等が容易に認識できない方法による個人情報の取得）

当社は、お客様対応の品質向上及ぼす会話内容確認のため、電話や面談による申込者等の会話を録音する場合があります。

## 第13条（個人情報管理責任者）

大成保証株式会社 代表取締役 野村 昌弘

## 第14条（お問い合わせ窓口）

個人情報に関する苦情、利用目的の通知、開示、訂正、利用停止またはその他のご質問、ご相談もしくはお問い合わせにつきましては、下記までご連絡ください。

大成保証株式会社

電話番号：03-6230-9297

営業時間：9:00～18:00（日祝日、年末年始を除く）

## 賃貸保証契約に関する重要事項説明書

この重要事項説明書は、賃貸保証契約に際して特にご確認頂きたい事項を記載しております。  
ご契約前に必ずお読みいただいたうえで内容をご確認いただけますようお願い致します。

### 1. 保証の範囲について

下記については、別途保証限度額及び保証極度額が定められていますので、全額を保証するものではありません。

賃料等	賃貸借契約に定める月額賃料、月額管理費・共益費、月額駐車場代、その他の固定費等
更新料※	賃貸借契約の更新時に契約者様が負担する費用(賃貸借契約が2年未満の場合を除く)
退去時精算費用	契約者様が退去時に負担する原状回復費用及び賃貸借契約の特約に基づく修理、修繕費用
賃料等相当損害金	賃貸借契約終了後、物件明渡迄の期間の損害金

※プランにより保証の有無があります。

### 2. 賃料等の代位弁済請求について

賃料等の滞納が発生した場合、所定の期日までに代位弁済請求書にてご通知ください

※期日経過後のご通知の場合は免責となりますのでご注意ください。ただし、特約がある場合は、特約条項に従います。

	請求期日	支払日
賃料等	賃料対象月の10日迄	代位弁済請求書到着後3銀行営業日
賃料等相当損害金		
更新料※	更新日から30日間	毎月10日締め翌月第一銀行営業日
退去時精算費用	退去明渡日から30日以内	毎月10日締め翌月第一銀行営業日 (保証金額確定後)

※プランにより保証の有無があります。

### 3. 保証極度額について

居住用・駐車場のみの場合は2ヶ月分。事業用・借地の場合は6ヶ月分となります。

### 4. 保証限度額について

※ただし、特約がある場合は特約条項に従います。

	居住用	事業用
賃料等	賃料等の1ヶ月分 / 月	賃料等の1ヶ月分 / 月
① 更新料※	プランによる	プランによる
② 退去時精算費用	賃料等の1ヶ月分 / 回	賃料等の1ヶ月分 / 回
賃料等相当損害金	賃料等の1ヶ月分 / 月	賃料等の1ヶ月分 / 月
法的手続費用	実費相当額	実費相当額

※プランにより保証の有無があります。

### 5. 保証期間について

保証委託契約が成立してから、物件の明渡完了までとなります。

### 6. 代位弁済請求後のご連絡のお願い

代位弁済請求後に契約者様より入金等があった場合、速やかに下記までご連絡頂きますようお願い致します。

TEL: 03-6230-9868(債権回収部)

受付時間: 9:00~18:00(日祝日、年末年始を除く)

### 7. 変更・明渡のご連絡のお願い

賃貸借契約情報の変更・退去による解約があった場合、お早めに当社までご連絡いただきますようお願い致します。

### 8. 敷金精算について

契約者様に当社への未払い賃料等がある場合、賃貸人様でお預かりされている敷金・保証金の残金は当社にお支払い頂きます。

### 9. 各種協力義務について

賃貸人・管理会社様には下記のご協力をお願いすることがあります。なお、ご協力いただけない場合は保証の継続ができない場合があります。

鍵の貸し出し	契約者様の安否確認が必要と判断された場合は、鍵の貸し出しのご協力をお願い致します。
内容証明郵便	賃料等の滞納が連続した場合、契約者様に対し通知書の発送をお願いすることがありますのでご協力をお願い致します。
法的手続要請	建物明渡を求める法的手続が必要と判断された場合は、ご協力をお願い致します。

※本書面は、賃貸保証契約に定める事項のすべてを記載しているものではありません。

契約内容の詳細は必ず賃貸保証契約書の裏面をご確認いただけますようお願いいたします。

保証会社	商号: 大成保証株式会社	家賃債務保証業者登録番号: 国土交通大臣(1)第90号
	住所: 東京都港区赤坂3-2-8	登録日: 令和3年11月30日
	電話番号: 03-6230-9297(代表)	

# 大成保証株式会社 個人情報取扱条項

保証委託契約または賃貸保証契約等（以下、総じて「保証契約」という。）の賃借人、賃貸人並びに連帯保証人（申込中の場合を含み、以下これらの者を「申込者等」といいます）は、大成保証株式会社（以下、「当社」という）が、本条項に従い、個人情報を取り扱うことに同意します。

## 第1条（個人情報）

当社が取り扱う「個人情報」とは、次の各号に掲げる個人に関する情報をいう。

- ①保証委託申込書、保証委託契約書及び賃貸保証契約書等に記載された氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、金融機関情報、国籍、職業、勤務先名称及び住所、連絡先、収入額その他の事項（契約締結後に届けられた変更後の情報を含む）
- ②保証関連契約等における被保証債務に関する賃貸物件の名称、所在地及び賃料等の契約情報
- ③保証関連契約等締結可否の判断の為、申込者等より知りえた生活保護受給理由（傷病歴等を含む）情報
- ④保証関連契約等に関する賃料支払状況等の取引情報および申込者等との交渉内容
- ⑤運転免許証、パスポートおよび在留カード等に記載された本人確認および審査判断の為の情報
- ⑥個人の肖像または音声を磁氣的または光学的記録媒体等で記録された映像または音声情報
- ⑦当社が適正かつ適法に取得した住民票等公的機関が発行する書面に記載された事項
- ⑧裁判所等公共機関、官報、マスメディア、電話帳または住宅地図等に記載された事項
- ⑨個人情報開示等の請求に関して当社が取得した情報

## 第2条（個人情報の利用目的）

当社は、次の目的のために個人情報を利用します。また、あらかじめ本人の同意を得ずに利用目的範囲を超えて個人情報の利用はいたしません。

- ①保証関連契約等の締結可否の判断のため
- ②家賃保証サービス、その他各種サービス履行のため
- ③保証関連契約等に係る事前および事後求償権行使を含む適切な債権の管理・保全のため
- ④保証関連契約等の適切な管理（保証関連契約等終了後における必要な管理を含む）の実施のため
- ⑤保証関連契約等に係る賃料管理業務および集金代行業務のため
- ⑥賃貸借契約の履行および管理並びに契約終了後の債権債務の精算のため
- ⑦不動産のあっせんおよび仲介業務のため
- ⑧ご意見、ご要望またはご相談等について、確認、回答またはその他対応のため
- ⑨個人情報開示等の請求に対応するため
- ⑩当社および当社提携企業が提供する申込者等にとって有用と思われる商品やサービスを紹介するためのカタログ、ダイレクトメール、試供品等の送付またはアンケート発送のため
- ⑪その他上記各号の目的を達成するために必要となる付随業務の実施のため

## 第3条（個人情報の第三者への提供）

当社は、以下に該当する場合を除くほか、個人情報を第三者に提供いたしません。

- ①前条各号の利用目的の範囲内において賃貸人、賃借人、宅建物取引業者、賃貸物件管理会社、連帯保証人、緊急連絡先、同居人、弁護士その他利用目的達成のために必要かつ合理的範囲の相手方（いずれも外国にある者を含む）に対し、書面、郵送物、電話、電子メール等を用いて対応を行う必要が生じた場合
- ②あらかじめ本人の同意を得た場合
- ③法令に基づく場合
- ④人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって申込者等本人の同意を得ることが困難である場合
- ⑤公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることが困難である場合
- ⑥国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要があるであって、申込

者等本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

## 第4条（個人情報取扱業務の外部委託）

当社は、利用目的の範囲内において、個人情報を取扱う業務の一部または全部を外部委託することがあります。この場合、当社は、当該業務委託先に対する適切な監督を行い、安全管理措置を講じるものとします。

## 第5条（個人情報の開示・訂正・利用停止等）

当社が保有する個人情報について、その開示、利用目的の通知、内容の訂正、追加、または削除、利用停止、消去、第三者提供停止の請求（以下、「開示請求等」といいます。）を受けたときは、厳正な本人確認の上、速やかに対応を行うものとします。ただし、請求の内容が以下のいずれかに該当する場合は、当社の判断により個人情報の全部または一部を非開示とすることができるとします。

- ①申込者等本人または第三者の生命、身体、財産その他権利利益を害するおそれがある場合
- ②当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合

## 第6条（個人情報の正確性）

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めます。但し、保証関連契約等の申込時または承諾時において提供された個人情報が正確かつ最新であることについては、申込者等が責任を負うものとします。

## 第7条（必要情報の提出）

申込者等は、保証関連契約等の申込、承諾または履行に必要な情報（運転免許証、パスポート等の書類に記載された本籍地、国籍等の情報を含む）を提出することに同意します。また、預金情報、クレジットカード保有情報や自己破産等の情報についても虚偽なく申告するものとします。

## 第8条（個人情報提供の任意性）

当社は、申込者等から提供を受けた個人情報に基づき保証関連契約等の締結可否の判断を行います。必要な個人情報を提供頂けない場合は、保証関連契約等の締結をお断りする場合があります。

## 第9条（審査結果）

申込者等は、当社の審査結果の内容について異議を申し立てないことについて同意します。なお、当社は審査結果に関する判定理由については開示いたしません。また、当社は法令に定められた訂正等、利用停止の場合を除き、提供された個人情報および個人情報を含む書面については返却いたしません。

## 第10条（個人情報管理）

- ①当社は、管理下にある個人情報の漏洩、滅失、毀損または不正アクセス等のリスクを防止するために必要なセキュリティ対策の実施に努めます。
- ②当社は、保有する個人情報について権限をもつ利用者のみがアクセスできる安全な環境下に保管するよう努めます。

## 第11条（本条項の改定）

当社は、法令等に定めのある場合を除き、本条項を適宜改定できるものとし、当該改定内容が申込者等に重大な影響を及ぼすおそれがある場合に、申込者等に通知または当社ホームページ等を通して適切な方法で告知するものとし

## 第12条（申込者等が容易に認識できない方法による個人情報の取得）

当社は、お客様対応の品質向上及ぼす会話内容確認のため、電話や面談による申込者等の会話を録音する場合があります。

## 第13条（個人情報管理責任者）

大成保証株式会社 代表取締役 野村 昌弘

## 第14条（お問い合わせ窓口）

個人情報に関する苦情、利用目的の通知、開示、訂正、利用停止またはその他のご質問、ご相談もしくはお問い合わせにつきましては、下記までご連絡ください。

大成保証株式会社

電話番号：03-6230-9297

営業時間：9:00～18:00（日祝日、年末年始を除く）



# 保証委託契約書 兼 賃貸保証契約書

1 枚目：保証会社控

ver.3

契約者は、本契約書記載の「個人情報取扱に関する条項」及び「保証委託契約条項」の説明を受け承諾の上、契約します。

契約締結日	20 年 月 日	保証番号									
-------	----------	------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

賃貸借契約内容	物件種別	<input type="checkbox"/> 居住用 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> 事業用 <input type="checkbox"/> 借地										
	賃貸物件	所在地	〒 □□□-□□□□ フリガナ 都道 府県									
		物件名	フリガナ 号室									
	賃貸借契約日	20 年 月 日	賃貸借契約期間	20 年 月 日 ~ 20 年 月 日								
	家賃	円	管理費 共益費	円	駐車場	円	その他	円				
敷金 保証金 (賃料等合計額に含まない)			円	賃料等合計額							円	

賃貸人(甲)	住所	〒 □□□-□□□□ フリガナ 都道 府県									
	氏名	フリガナ	印			電話番号					

賃借人(乙)	住所	〒 □□□-□□□□ フリガナ 都道 府県										
	氏名	フリガナ	印			性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		生年月日 (西暦)			年 月 日
	固定電話	携帯電話			e-mail							

同居人	氏名	生年月日	連絡先(携帯可)				勤務先(学校名)				

緊急帯連絡証先人	住所	〒 □□□-□□□□ フリガナ 都道 府県									
	氏名	フリガナ	続柄			電話番号					
	連帯保証人の場合の保証限度額	<input type="checkbox"/> 居住用(月額賃料の18か月) <input type="checkbox"/> 駐車場(月額賃料の18か月) <input type="checkbox"/> 事業所用(月額賃料の6か月) <input type="checkbox"/> 借地(月額賃料の6か月)		(月額賃料等合計額 × (かける) 左の該当する月)				印			

保証会社 (丙)	大成保証株式会社		東京都港区赤坂3-2-8							
----------	----------	--	--------------	--	--	--	--	--	--	--

取扱店	<input type="checkbox"/> 管理会社 <input type="checkbox"/> 仲介業者										
	住所										
	社名										
	電話										
	担当者										

領収証											
初回保証料											
受領日 20 年 月 日											
左記金額を正に受領いたしました											
円											
大成保証株式会社 東京都港区赤坂3-2-8											

## 保証委託契約

賃借人（以下、「乙」という）と大成保証株式会社（以下、「丙」という）は、賃貸人（以下、「甲」という）と乙との間で締結された表面記載の賃貸物件（以下、「本物件」という）の賃貸借契約（詳細は別紙賃貸借契約書のとおり、以下「原契約」という）に関し、次のとおり保証委託契約（以下、「本契約」という）を締結する。

### 第1条（保証委託契約）

乙は、丙に対し、原契約上の支払債務に関し、次条以下に定める内容に従い、連帯保証人になることを委託し、丙はこれを受託した。

### 第2条（保証委託料等）

- 乙は、丙に対して、本契約締結時に表面記載の「初回保証委託料」を支払う。
- 前項の乙は第14条所定の保証有効期間の開始から1年ごとに生じる「継続保証委託料」を支払う。本物件が居住用場合は1年ごとに1,000,000円、事業用又は借地の場合は、1年ごとに月額賃料の10％（最低金額30,000円）とする。駐車場のみの場合は0円とする。
- 本契約締結後に第3条に定める賃料等が増額した場合、乙は丙に対し、「追加保証委託料」として、当該増額分に所定の保証委託料を支払う。
- 前2項に定める保証委託料支払のための手数料は乙の負担とする。
- 原契約が、期間満了前に終了した場合、又は、第3条1項1号に定める賃料等が保証有効期間の途中で減額された場合であっても、丙は、本条により支払われた保証委託料の返還を要しないものとし、乙はこれに異議を述べない。

### 第3条（保証の範囲）

1. 丙は、甲に対して、原契約に基づいて乙が甲に対して負担する債務のうち、以下各号記載の金銭の支払を乙と連帯して保証する。ただし、本条第3項に定める免責事項に該当する場合又は甲と丙との間において特約がある場合は、この限りではない。

- 月額家賃、月額管理費・共益費、月額駐車場代その他、毎月定期に支払われるべき費用とは、表面記載の「合計金額」に記載された金額（以下、「賃料等」という）をいう。
- 原契約の更新に要する費用（以下、「更新料」という）。ただし、原契約に定める期間が2年未満の場合は除く。
- 乙が本物件を退去するときに負担する原状回復費用および甲乙間の特約に基づく修理、修繕にかかる費用（以下、「退去時精算費用」という）。
- 原契約が終了した後、本物件が明渡されるまでの間の賃料等に相当する損害金（以下、「賃料等相当損害金」という）
- 甲が原契約を解除する正当な理由が存在すると丙が判断する場合において、本件明渡までに要する通知、支払督促、訴訟その他の法的手続の為に、甲が丙の承諾を得て支出した費用相当損害金。
- 書面等により乙又は乙の相続人その他法定代理人が丙に委任した場合の残置動産の撤去費用（但し、借地の場合は賃料等の2か月分を上限とし、撤去又は取去に工事を要する建物・設備等の定着物及び危険物・禁制物・産業廃棄物の処理は除く）

2. 本契約に基づく丙の保証限度額は、居住用又は駐車場の場合は24か月分、事業用又は借地の場合は6ヶ月分とする。また、前項各号に定める金銭に関する保証限度額は重要事項説明書記載のとおりとする。

3. 丙は、以下各号の債務は甲と丙との間において、丙が甲に対して当該債務の全部または一部を保証する旨の別段の合意がない限り、その責を負わない。

- 滞納賃料などの遅延損害金等
- 退去予告通知義務違反の場合における違約金等
- 早期解約違約金（プランによる）
- 戦争、地震、天変地異等不可抗力によって生じた損害
- 火災、ガス爆発、自殺等の乙の故意・過失行為によって生じた損害
- 乙が破産、特別清算開始、民事再生手続き又は会社更生手続き開始申立をした場合、若しくは申立をすべく弁護士等による受任通知を甲又は丙が受領し、受任通知内の受任日以降に発生する一切の債務
- 鍵の交換に要する費用
- 乙が刑事事件により捜査機関等に身柄拘束される等、原契約の履行が困難な状態に陥った場合に乙の身柄拘束後後に発生する一切の債務
- 乙が外国籍の場合において、住民票上入管庁通知により日本国内の住所を消除された以降に生ずる一切の債務
- 本契約の効力が生ずる前に生じた債務

⑩その他本条1項に含まれない債務

### 第4条（求償権に基づく償還請求等）

1. 乙が原契約に基づき負担する債務の履行の全部または一部を遅延したときは、丙は甲に対して保証債務を履行したうえ、乙に対して次項に基づき求償することができる。

2. 丙が保証債務を履行したとき乙は、丙に対し、以下各号の金額を直ちに償還するものとする。なお、償還のために必要な振込等にかかる手数料の負担は乙の負担とする。

- 丙の甲に対する保証履行額
- 丙の甲に対する保証履行に要した費用
- 丙の乙に対する求償実行又は保全に要した費用

3. 前項に基づき乙の償還義務が生じた場合には、乙は丙に対し、当該償還金額につき丙が保証債務を履行した日の翌日から支払済みに至るまで年14.6％（年365日の日割計算）の割合による遅延損害金及び、前項2号及び3号の費用として保証債務履行1回につき1,000円の立替手数料を丙に支払うものとする。

### 第5条（事前求償）

1. 乙について、以下各号のいずれかに該当するとき、丙は、保証債務の履行前であっても丙が甲から請求された保証債務につき、乙に対し事前に求償権が行使できる。

- 原契約に基づく債務が弁済期にあるとき
- 乙が仮処分、仮差押、強制執行又は担保権の実行として競売の申立を受けたとき
- 乙が1ヶ月以上所在不明になったとき
- 前条各号のほか、求償権の保全を必要とする相当な事由が生じたとき

2. 丙が、前項により乙に対して求償権を行使する場合、乙は民法461条（主債務者の免責請求）に基づく抗弁権を主張できないことをあらかじめ承諾する。

### 第6条（支払抗弁事由の通知義務）

1. 乙が原契約に基づき甲に対して負担する賃料等債務の全部又は一部を履行しないことにつき正当な事由がある場合には、乙は丙に対し、賃料等の支払日の前までにその事由を通知しなければならない。

2. 乙は、前項の通知を懈怠した場合、前項の事由の存在を理由に丙の求償請求を拒むことはできない。

### 第7条（保証履行の猶予）

丙は、本物件の賃料等の金額とその時点における乙の収入若しくは収入見込額等をともに、乙に賃料等の支払能力または支払意思がないと判断する相当の事由が認められる場合には、本契約に定める保証債務の全部又は一部の履行を本物件の明渡完了まで停止することができる。

### 第8条（遵守事項）

1. 乙は、原契約及び本契約の各条項を誠実に遵守する。

2. 原契約が債務不履行解除、合意解除又は期間満了により終了した場合、乙は本物件から速やかに退去し、甲に明渡しなければならない。

### 第9条（特則）

1. 丙は、法令上認められている場合又は乙の承諾がある場合等正当な理由がある場合には、以下各号の行為ができる。

- 乙の原契約上の支払債務に滞納が生じたとき、電話、訪問、封書、電子メール等により支払をするよう督促すること
- 乙の安否確認のため、本物件の合鍵を甲から借り受けて本物件に立ち入ること
- 乙があらかじめ届け出た緊急連絡先その他関係者に連絡すること
- 乙は、乙の賃料等の滞納により甲乙間の信頼関係が破壊されたと認められる場合において、甲が乙に対し原契約解除の意思表示を通知したにもかかわらず、当該通知が乙に到達せず、かつ、甲をして他に送付すべき乙の所在を知り得ないときは、通常到達すべきときに乙に到達したとみなすことに同意する。
- 原契約が終了し、本物件の明渡完了後、本物件に残置された動産類（明らかに無価値物を除く）がある場合、丙は当該動産類を所定の場所に保管するものとする。
- 前項による保管開始後、1年を経過したときは、丙が乙に事前通知することなくこれを処分することをあらかじめ承諾する。

### 第10条（費用の精算）

1. 前条3項又は4項の場合に生じた残置動産類の搬出、運搬、保管及び処分にかかる費用（実費）は、乙の負担とする。

2. 前項の費用のほか、乙が負担すべきもので丙が立替払いしたものがあるときは、乙は、丙に対し、直ちに立替金を償還しなければならない。

3. 本契約に基づき乙が丙に対して支払債務を負う場合には、丙は第13条に定める譲渡担保権を行使して、甲から敷金・保証金を受領してこれを当該支払債務の弁済に充当することができる。

### 第11条（振替決済及び送金）

1. 原契約に基づき乙が支払う賃料等の振替決済及び送金の事務につき、乙及び甲（管理会社を含む）から委託のある場合は、丙又は丙より委託を受けた決済代行会社（以下、「決済代行会社」という）が当該事務を行うことができる。

2. 前項の事務にかかる振替決済及び送金手数料は乙の負担とする。

3. 乙は、次のいずれかの方法で、賃料等振替決済及び送金手数料（以下、「賃料等」という）を支払うものとする。

- 預金口座振替
- その他、丙又は決済代行会社が定める方法

4. 賃料等は、丙又は決済代行会社が定めた日（以下「決済日」という）に乙の指定口座から前項の方法で振替決済又は請求するものとする。

5. 決済日までに賃料等の支払が確認できなかった場合乙は、丙又は決済代行会社の指示に基づき、金融機関又はコンビニエンスストア等での払込により、賃料等相当額を支払うものとする。なお、振込み又は払込みに要する手数料は、乙の負担とする。

6. 預金口座振替を停止する際は決済日の前月末までに、乙又は甲（管理会社を含む）より丙へ書面にて報告するものとする。尚、停止報告が無く概算送金が行われた賃料等に関して、丙は一切責任を負わないものとする。

### 第12条（再委託）

丙は、本契約に基づき受託した事務の一部を関係法令に従い丙が任意に選任する第三者へ再委託することができる。

### 第13条（譲渡担保）

1. 乙は、本契約に基づく丙に対する一切の債務を担保するため、原契約に基づく甲に対する敷金・保証金返還請求権を丙に譲渡し、丙はこれを譲り受けた。

2. 乙は、原契約に基づく敷金・保証金返還請求権について、丙以外の者への譲渡・担保差し入れその他の処分をしてはならない。

### 第14条（保証有効期間）

1. 本契約に基づき委託される保証の有効期間は、別段の定めがない限り、表面記載の契約締結日若しくは原契約の契約期間の始期とのいずれか遅い方から、乙が本物件を退去し明渡完了する日までとする。

2. 前項にかかわらず、以下各号のいずれかが発生した場合、その時をもって、本契約及び本契約に定める丙の甲に対する保証は終了するものとする。

- ①本物件の用途が変更された場合
- ②乙の原契約上の地位が第三者へ移転、又は本物件にかかる賃借権の譲渡がなされた場合（ただし賃借権の相続により乙の相続人が引き続き本物件に居住し、若しくは本物件を継続して使用する場合で丙所定の変更手続を経たものは除く）
- ③本物件が転賃された場合
- ④本物件の占有者に追加・変更等があった場合（ただし、結婚、出産、介護等合理的理由に基づく場合は除く）
- ⑤丙による保証履行額が、第3条2項に定める保証極度額に達した場合
- ⑥丙の承諾なく、甲乙間で丙が保証すべき滞納賃料等につき別段の定めを設けた場合
- ⑦原契約の内容に重大な変更が生じた場合
- ⑧甲から丙に対する保証終了の申し出が又は甲と丙の間の賃貸保証契約が終了した場合
- ⑨丙による保証引受の可否判断に影響を与える事実に関する虚偽若しくは不告知があった場合その他において丙に対する背信的行為と認められる事実が判明した場合

### 第15条（保証委託申込書及び原契約記載内容の変更等の届出）

1. 本契約締結後、以下各号のいずれかが生じた場合、乙は丙に対し、直ちに以下の事項を届け出る。なお、乙が本条に違反したことにより丙があらかじめ届出のあった乙の居住地に通知を送付しても不到達となった場合は、当該通知は通常到達すべきときに到達したものとみなす。

①別途乙から丙に提出された保証委託申込書及び原契約に記載された、乙の連絡先電話番号、勤務先、緊急連絡先等の内容に変更が生じた場合はその内容

②原契約が終了することとなった場合は、当該事実と本物件退去渡日（予定を含む）及び転居先の情報

2. 乙が前項の届出を懈怠したことにより、本契約に定める丙の債務のほか、丙が支出すべき費用が発生した場合、当該費用は乙の負担とする。

### 第16条（原契約変更の効力）

甲及び乙は、原契約を変更する場合（ただし、賃料等の減額は除く）には、事前に丙の書面による承諾を取得するものとし、原契約の変更は、上記の承諾がない限り、本契約においては丙に対する効力を生じない。

### 第17条（反社会勢力の排除）

1. 甲及び乙は、相手方に対し、現在及び将来において、自己（乙については同居者を含む）及び自己の役員が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過していない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という）に該当しないことを表明し保証する。

2. 丙は、甲又は乙が前項に違反した場合、催告その他何らの手続をすることなく本契約を解除することができる。

3. 丙は前項に基づいて本契約を解除したことによる損害が生じた場合には、甲又は乙に損害賠償請求することができる。

4. 丙は、第2項に基づいて本契約を解除したことにより甲又は乙に生じた損害については、丙はその損害を負わない。

### 第18条（追加的措置）

1. 乙は、本契約の目的を達するために丙が必要又は適切とみなす契約書その他書類の作成、捺印を丙から要求された場合、速やかに作成、捺印し丙に交付する。

2. 乙は、乙の居住確認又は、第4条1項の権利行使及び保全のため、丙が必要と判断した場合、乙の住民票、戸籍の附票等を丙が取得することについてあらかじめ承諾する。

### 第19条（充当関係）

丙が本契約に基づく保証債務を履行したことにより、乙が丙に対して本契約に基づく求償債権を負担している場合、乙は甲に対する債務の弁済に優先して丙に対する求償債務を弁済するものとする。

### 第20条（連帯保証人）

1. 連帯保証人は、丙に対し、乙と連帯して、乙が本契約に基づいて丙に対して負担する一切の債務の履行を保証する。但し、連帯保証人が負担する債務の上限額は本契約書表面記載の保証限度額を超えないものとする。

2. 連帯保証人は、他の担保又は保証を変更又は解除されても異議又は免責を申し立てないものとする。

### 第21条（個人情報取扱に関する同意）

乙は、丙による個人情報取扱について、別添の「個人情報取扱条項」に同意する。また、乙は、乙から届出のあった連帯保証人又は緊急連絡先若しくは同居人及び同居人等の関係者に関する個人情報を「個人情報取扱条項」に従い取り扱われることについて、当該関係者から事前の承諾を得ている旨を表明し保証する。

### 第22条（協議事項）

乙及び丙は、本契約に定めのない事項について、関係法規及び慣習法に従い、誠意をもって協議の上、処理するものとする。

### 第23条（準拠法）

本契約については、日本国内法を準拠法とする。

### 第24条（管轄裁判所）

本契約に関する訴訟その他の紛争については、丙の本店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を専属的管轄裁判所とする。

特約

以上、合意の証として本書を2部作成し、乙、丙が各1部保管します。



# 保証委託契約書 兼 賃貸保証契約書

2枚目：賃貸人控

ver.3

契約者は、本契約書記載の「個人情報取扱に関する条項」及び「保証委託契約条項」の説明を受け承諾の上、契約します。

契約締結日	20 年 月 日	保証番号							
-------	----------	------	--	--	--	--	--	--	--

賃貸借契約内容	物件種別	<input type="checkbox"/> 居住用 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> 事業用 <input type="checkbox"/> 借地								
	所在地	〒 □□□-□□□□ フリガナ 都道 府県								
	物件名	フリガナ								号室
	賃貸借契約日	20 年 月 日	賃貸借契約期間	20 年 月 日 ~ 20 年 月 日						
	家賃	円	管理費 共益費	円	駐車場	円	その他	円	敷金 保証金 (賃料等合計額に含まない)	円
								賃料等合計額	円	

賃貸人(甲)	住所	〒 □□□-□□□□ フリガナ 都道 府県							
	氏名	フリガナ	印	電話番号					

賃借人(乙)	住所	〒 □□□-□□□□ フリガナ 都道 府県							
	氏名	フリガナ	印	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日 (西暦)	年 月 日		
	固定電話	携帯電話	e-mail						

同居人	氏名	生年月日	連絡先(携帯可)	勤務先(学校名)

緊急連絡証人	住所	〒 □□□-□□□□ フリガナ 都道 府県							
	氏名	フリガナ	続柄	電話番号					
	連帯保証人の場合の保証限度額	<input type="checkbox"/> 居住用(月額賃料の18か月) <input type="checkbox"/> 駐車場(月額賃料の18か月) <input type="checkbox"/> 事業所用(月額賃料の6か月) <input type="checkbox"/> 借地(月額賃料の6か月)						(月額賃料等合計額 × (かける) 左の該当する月)	印

保証会社(丙)	大成保証株式会社	東京都港区赤坂3-2-8	
---------	----------	--------------	--

取扱店	<input type="checkbox"/> 管理会社 <input type="checkbox"/> 仲介業者
	住所
	社名
	電話
	担当者

領収証	
初回保証料 受領日 20 年 月 日	左記金額を正に 受領いたしました
	円
大成保証株式会社 東京都港区赤坂3-2-8	

## 賃貸保証契約

賃貸人（以下、「甲」という）と大成保証株式会社（以下、「丙」という）は、甲と賃借人（以下、「乙」という）との間で締結された表面記載の賃貸物件（以下、「本物件」という）の賃貸借契約（詳細は別紙賃貸借契約書のとおり、以下「原契約」という）に関し、次のとおり賃貸保証契約（以下、「本契約」という）を締結する。

### 第1条（保証の成立要件）

1. 本契約は、甲及び乙の間で締結された原契約に基づき、本契約を丙及び甲と乙の間で締結し、及び初回保証委託契約の支払及び借手保証がない保証委託契約書兼賃貸保証契約書の提出、丙が甲等に対して提示する審査承認通知書にて定める必要書類等が提出されていること、以上をもって本契約の効力が生じる。効力が生じる以前の保証債務について丙は責任を負わない。

### 第2条（保証の範囲）

1. 丙は、甲に対して、原契約に基づいて乙が甲に対して負担する債務のうち、以下各号記載の金銭の支払を乙と連帯して保証する。ただし、第4条に定める免責事項に該当する場合又は甲と丙との間において特約がある場合は、この限りではない。  
①月額家賃、月額管理費、共益費、月額駐車場代その他毎月定期に支払われるべき費用とは、表面記載の「合計金額」に記載された金額（以下、「賃料等」という）をいう。  
②原契約の更新に要する費用（以下、「更新料」という）。ただし、乙の賃料等の滞納により原契約を解除する正当な理由が存在すると丙が判断する場合において、丙が甲に対してかかる法的手続等の協力を要請し、甲が現に丙の要請する方法でこれを行った場合に限る。但し、借地契約において丙は本号による保証債務を負わない。  
③残置不動産の撤去費用（但し、借地の場合は家賃等の2か月分を上限とする。また、撤去又は収去に工事を要する建物・設備等の定着物及び危険物・禁制品、産業廃棄物の処理は物件種別を問わず丙は本号による保証債務を負わない。）但し、甲又は本契約書に記載されている当該物件の管理会社等が、丙の承諾なく処分した残置物撤去費用については、丙は保証債務の責を負わない。

2. 本契約に基づき丙の保証債務額は、居住用又は駐車場の場合は2.4か月分、事業用又は借地の場合は6ヶ月分とする。また、前項各号に定める金銭に関する保証限度額は重要事項説明書に記載のとおりとする。

3. 丙は、以下各号の債務は甲と丙との間において、丙が甲に対して当該債務の全部または一部を保証する旨の別段の合意がない限り、その責を負わない。  
①滞納賃料などの遅延損害金等  
②退去予告通知義務違反の場合における違約金等  
③早期解約違約金（プランによる）  
④戦争、地震、天変地異等不可抗力によって生じた損害  
⑤火災、ガス爆発、自殺等の乙の故意・過失行為によって生じた損害  
⑥乙が破産、特別清算開始、民事再生手続き又は会社更生手続き開始申立をした場合、若しくは申立をすべく弁護士等による委任通知を甲又は丙が受領し、委任通知内の委任日以降に発生する一切の債務

### ⑦鍵の交換に要する費用

⑧乙が刑事事件により捜査機関等に身柄拘束される等、原契約の履行が困難な状態に陥った場合に乙の身柄拘束後に発生する一切の債務  
⑨乙が外国籍の場合において、住民票上入管庁通知により日本国内の住所を消除された以降に生ずる一切の債務

### ⑩本契約の効力が生ずる前に生じた債務

⑪その他本条1項に含まれない債務

### 第3条（甲の権利）

1. 甲は、前条1項1号から6号の債務について、乙の不履行に基づいて丙に保証履行すべき請求をするときは、重要事項説明書記載の請求期日までに丙が保証履行すべき債務額及び支払先口座を指定して、書面若しくは所定の方法により丙に対して保証の履行を請求する旨の通知をしなければならない。なお、賃料等相当損害金に関しては、原契約締結後に到来する各月の10日までを請求期日とし、当該通知日までに生じる損害金について丙に対して保証履行を請求する通知をしなければならない。ただし、当該通知日において本物件の明渡が終了したときは、当該通知をもって当該月限りその末日まで生じる損害金の請求があったものとみなす。

2. 乙の賃料等の滞納により原契約に定める解除事由に該当することとなった場合、甲は、丙の要請に従い、支払催告並びに解除事由の発生を理由とする解除予告を甲の要請から1ヶ月以内に配達証明付内容証明郵便にて乙に通知する。なお、甲が乙の所在を知り得ないときは、甲は、当該通知が通常到達すべきときに到達したとみなすことに同意する。

3. 甲が乙に対し前項の通知をした場合、通知を発送した日から3日以内に丙に対しその旨を通知する。

4. 本条2項について原契約が解除された後も乙が本物件を退去しない場合は、甲は丙の要請に従い、丙の指定する弁護士を選任して、丙の要請から1ヶ月以内に乙に対し建物明渡等を請求する訴訟等を提起する。但し、借地の場合はこの限りではない。

5. 本条4項により乙に対して建物明渡を命ずる判決が確定し、又は、乙が建物明渡を約する旨の裁判上の和解が成立した後も乙が本物件を退去しない場合は、甲は丙の要請に従い、丙の指定する弁護士を選任して丙の要請から1ヶ月以内に乙に対して建物明渡の強制執行の申立を行うものとする。+但し、借地の場合はこの限りではない。

6. 甲は、退去時精算費用について丙の保証債務の履行を求めるときは、賃貸借契約書及び明細書等丙所定の書面を添付しなければならない。

7. 乙が、本物件の瑕疵その他の事由により賃料等支払債務額を減額すべき旨、若しくは正当な理由をもってその賃料等支払債務額を主張し、支払を拒否している場合、甲は乙と直接協議し、瑕疵の修補その他の方法により早期に賃料等支払債務額を確定させるよう努めるものとする。当該債務額が確定した場合、速やかにその旨を通知しなければならない。

8. 甲は、法令上認められている場合又は丙が乙からあらかじめ承諾を得ている場合その他正当な事由に基づいて丙が乙の安否確認、本物件の利用状況の確認並びに本物件に残置された動産類の搬出等の事務を行うに関して丙の要請に基づき、鍵の貸出等合理的な協力を行う。

9. 本条1項から8項までに定める他、甲は丙の保証債務の履行を行うときは、賃貸借契約書及び明細書等丙所定の書面を添付しなければならない。

### 第4条（免責事項）

甲が、次の各号のいずれかに該当する場合において丙は保証債務の履行の責を負わない。また、本契約上の一切の債務が消滅し、丙が既に代位弁済により甲へ支払済みの金銭につき直ちに償還するものとする。

①本契約に不備がある又は関係書類が丙に到着しない場合  
②原契約において、本件委託契約及び本契約書に記載した内容と異なる契約を交わしていることが発覚した時  
③第3条に定める甲の確約を怠った場合、又は丙が行う処理を妨害した場合  
④丙の承諾を得ずにこの間で家賃等の支払方法について合意した場合  
⑤前条7項に定める場合で、甲が乙の瑕疵等の主張を認知したときより1ヶ月以内に瑕疵修補等の誠実な措置を講じないとき、若しくは甲乙間の協議による6ヶ月以内に賃料等支払債務が確定できないときは、丙はそれぞれ1ヶ月若しくは6ヶ月の期間満了日以降に生じるべき保証債務について、履行の責を負わない。ただし、乙の主張する瑕疵が存在しないとき又は乙が正当な理由なく瑕疵の調査若しくは修補に応じないときはこの限りではない。

⑥本契約締結に際し、甲又は乙が丙に対して保証引受の可否判断に影響を与えうる事実につき虚偽の説明をし、又はかかる事実を説明しなかった場合、丙は、本契約に基づく保証債務全部につき履行の責を負わない。なお、甲が原契約の媒介を委託した第三者の行為も、本項において甲の行為とみなす。

### 第5条（保証有効期間）

1. 本契約に基づき委託される保証の有効期間は、別段の定めがない限り、表面記載の契約締結日となる原契約の契約期間の始期とのいずれか遅い方から、乙が本物件を退去し明渡完了する日までとする。

2. 甲及び乙が原契約を更新する場合（自動更新及び定期借家契約を従前と同一内容で再契約した場合を含む）、本契約もその効力を継続するものとし、前項の本物件明渡完了日をもって本契約が終了するものとする。

3. 前2項にかかわらず、以下各号のいずれかが発生した場合、その時をもって、本契約及び本契約に定める丙の甲に対する保証は終了するものとする。  
①本物件の用途が変更された場合  
②乙の原契約上の地位が第三者へ移転、又は本物件にかかる賃借権の譲渡がなされた場合（ただし賃借権の相続により乙の相続人が引き継ぎ本物件に居住し、若しくは本物件を継続して使用する場合で丙所定の変更手続を経たものは除く）  
③本物件が転賃された場合  
④本物件の占有者に追加・変更等があった場合（ただし、結婚、出産、介護等合理的理由に基づく場合は除く）  
⑤丙による保証履行額が、第2条2項に定める保証極度額に達した場合  
⑥丙の承諾なく、甲乙間で丙が保証すべき滞納賃料等につき別段の定めを設けた場合  
⑦原契約の内容に重大な変更が生じた場合  
⑧甲から丙に対する保証終了の通知又は甲と丙の間の賃貸保証契約が終了した場合  
⑨丙による保証引受の可否判断に影響を与えうる事実に関する、虚偽若しくは不告知があった場合  
⑩その他甲又は乙において丙に対する、背信的行為と認められる事実が判明した場合

### 第6条（特則）

1. 甲が原契約を解除して本物件の明渡を受けるために丙が必要と認めた場合には、丙は、第3条2項に定める丙による要請がなされた日以降に支払うべき保証債務の全部または一部の履行を、第7条2項の支払時期まで停止することができる。なお、この場合であっても甲は第3条1項に定める各月の通知義務を負う。

2. 丙は第3条7項に定める甲乙間の協議により賃料等支払債務が確定するまでの間、第7条1項に定める各月の保証債務の支払いを保留することができる。この場合、第3条1項に定める甲の通知義務については前項と同様とする。

3. 丙は、法令上認められている場合又は乙の承諾が得られている場合等正当な理由がある場合には、乙の安否確認の為、本物件に立入ることができる。  
第7条（保証債務の支払時期）  
1. 丙は本契約に基づく丙から甲に対する保証債務を重要事項説明書記載の「保証履行日」までに支払う。  
2. 前項に関わらず、前条1項又は2項に基づき、履行を停止した保証債務履行時期は次の各号の通りとする。  
①前条1項の場合 本物件の明渡が完了した日の属する月の最終銀行営業日  
②前条2項の場合 賃料等支払債務が確定した日の属する月の最終銀行営業日  
第8条（振替決済及び送金）  
1. 原契約に基づき乙が支払う賃料等の振替決済及び送金の事務につき、乙及び甲（管理会社を含む）から委託のある場合は、丙又は丙より委託を受けた決済代行会社（以下、「決済代行会社」という）が当該事務を行うことができる。  
2. 前項の事務にかかる振替決済及び送金手数料は乙の負担とする。  
3. 乙は、次のいずれかの方法で、賃料等振替決済及び送金手数料（以下、「賃料等」という）を支払うものとする。  
①預金口座振替  
②その他、丙又は決済代行会社が定める方法  
4. 賃料等は、丙又は決済代行会社が定めた日（以下「決済日」という）に乙の指定口座から前項の方法で振替決済又は請求するものとする。

5. 決済日までに賃料等の支払が確認できなかった場合、乙は、丙又は決済代行会社の指示に基づき、金融機関又はコンビニエンスストア等での払込により、賃料等相当額を支払うものとする。振込み又は払込みに要する手数料は、乙負担とする。  
第9条（譲渡担保の承諾）  
1. 甲は、丙乙間の保証委託契約に基づく丙に対する債務を担保するため、原契約に基づく乙の甲に対する敷金・保証金返還請求権を乙が丙に譲渡したことを承諾し、丙から請求があった場合、原契約に基づいて返還すべき敷金・保証金を丙に返還する。なお、甲は丙から請求があった場合、上記返還に先立って返還時の精算にかかわる明細書を丙に提出するものとする。  
2. 甲は、原契約に基づく敷金・保証金返還請求権を丙以外の者に対し譲渡・担保差入その他処分を承諾しないものとする。

### 第10条（契約上の地位移転）

1. 原契約上の賃貸人の地位が甲から第三者へ移転した場合、丙所定の書面を用いて当該第三者が本契約に定める権利義務の一切を承継する旨の通知を行うことにより、本契約上の甲の地位を当該第三者に移転することができる。  
2. 前項の場合、本契約上の甲の地位は、丙が前項の通知を受けたときに前項の第三者に移転するものとする。但し、当該第三者から特段の申入れがあった場合はその限りではない。  
第11条（再委託）  
丙は、本契約に基づき委託した事務の一部を関係法令に従い丙が任意に選任する第三者へ再委託することができる。

### 第12条（賃貸保証契約書及び原契約記載内容の変更等の届出）

1. 本契約締結後、以下各号のいずれかが生じた場合、甲は丙に対し、直ちに以下の事項を届出するものとし、甲が本条に違反したことにより丙があらかじめ届出のあった、甲の居住地に通知を送付しても不到達となった場合は、当該通知は通常到達すべきときに到達したものとみなす。  
①本契約又は原契約の記載内容に変更が生じた場合はその内容  
②原契約が終了することとなった場合は、当該事実と本物件退去明渡日（予定を含む）及び転居先の情報  
甲が前項の届出を懈怠したことにより、丙が乙に対して返還すべき金銭が生じた場合には、当該返還に要する費用は甲の負担とする。

### 第13条（原契約変更の効力）

甲及び乙は、原契約を変更する場合（ただし、賃料等の減額は除く）には、事前丙の書面による承諾を取得するものとし、原契約の変更は、上記の承諾がない限り、本契約において丙に対する効力を生じない。

### 第14条（反社会勢力の排除）

1. 甲及び乙は、相手方に対し、現在及び将来において、自己（乙については同居者を含む）及び自己の役員が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過していない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当しないことを表明し保証する。  
2. 丙は、甲又は乙が前項に違反した場合、催告その他何らの手続をすることなく本契約を解除することができる。

3. 丙は前項に基づいて本契約を解除したことによる損害が生じた場合には、甲又は乙に損害賠償請求することができる。  
4. 丙は、第2項に基づいて本契約を解除したことにより甲又は乙に生じた損害については、丙はその損害を負わない。

### 第15条（追加的措置）

甲は、本契約の目的を達するために丙が必要又は適切とみなす契約書その他書類の作成、捺印を丙から要求された場合、速やかに作成、捺印し丙に交付する。  
第16条（充当関係及び相殺の承諾）  
1. 丙が本契約に基づく保証債務を履行したことにより、乙が丙に対して本契約に基づく求償債権を負担している場合、乙は甲に対する債務の弁済に優先して丙に対する求償債務を弁済しなければならない。甲は乙から債務の弁済を受けることができる。  
2. 前項の規定に違反して、乙が甲に対して金員を支払った場合、甲は丙に対して直ちに当該金員を引き渡すものとし、かかる金員は求償債権に充当される。ただし、本項に基づき丙が丙に対して負担する求償債務の額を限度とする。

3. 前項に基づき、甲が丙に対して引き渡すべき返金債務と丙が甲に支払うべき保証債務が丙の保証債務履行日に併存する場合、丙は甲に何らの通知を要せず、当該返金債務と保証債務とを相殺できるものとする。  
第17条（個人情報取扱に関する同意）  
甲は、丙による個人情報取扱について、別添の「個人情報取扱取項」に同意する。  
第18条（費用負担）  
1. 本契約に基づいて甲が丙に金銭を支払う場合又は丙が甲に金銭を支払う場合に要する費用は、その金銭支払義務を負うものが負担する。  
2. 本契約書の作成に関する印紙税は甲の負担とする。  
第19条（甲の代理人）  
甲が原契約にかかわる管理事務を第三者に委託している場合、丙が当該第三者に対して行う通知、弁済その他本契約に関する事務（以下、「通知等」という）は、全て甲に対して行われたものとみなす。また、当該代理人が丙に対して行った通知等は甲が行ったものとみなす。  
第20条（協議事項）  
乙及び丙は、本契約に定めのない事項について、関係法規及び慣習法に従い、誠意をもって協議の上、処理するものとする。

第21条（管轄裁判所）  
本契約に関する訴訟その他の紛争については、丙の本店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を専属的管轄裁判所とする。

同様とする。

3. 丙は、法令上認められている場合又は乙の承諾が得られている場合等正当な理由がある場合には、乙の安否確認の為、本物件に立入ることができる。  
第7条（保証債務の支払時期）

1. 丙は本契約に基づく丙から甲に対する保証債務を重要事項説明書記載の「保証履行日」までに支払う。  
2. 前項に関わらず、前条1項又は2項に基づき、履行を停止した保証債務履行時期は次の各号の通りとする。  
①前条1項の場合 本物件の明渡が完了した日の属する月の最終銀行営業日  
②前条2項の場合 賃料等支払債務が確定した日の属する月の最終銀行営業日  
第8条（振替決済及び送金）

1. 原契約に基づき乙が支払う賃料等の振替決済及び送金の事務につき、乙及び甲（管理会社を含む）から委託のある場合は、丙又は丙より委託を受けた決済代行会社（以下、「決済代行会社」という）が当該事務を行うことができる。  
2. 前項の事務にかかる振替決済及び送金手数料は乙の負担とする。  
3. 乙は、次のいずれかの方法で、賃料等振替決済及び送金手数料（以下、「賃料等」という）を支払うものとする。  
①預金口座振替  
②その他、丙又は決済代行会社が定める方法  
4. 賃料等は、丙又は決済代行会社が定めた日（以下「決済日」という）に乙の指定口座から前項の方法で振替決済又は請求するものとする。

5. 決済日までに賃料等の支払が確認できなかった場合、乙は、丙又は決済代行会社の指示に基づき、金融機関又はコンビニエンスストア等での払込により、賃料等相当額を支払うものとする。振込み又は払込みに要する手数料は、乙負担とする。  
第9条（譲渡担保の承諾）  
1. 甲は、丙乙間の保証委託契約に基づく丙に対する債務を担保するため、原契約に基づく乙の甲に対する敷金・保証金返還請求権を乙が丙に譲渡したことを承諾し、丙から請求があった場合、原契約に基づいて返還すべき敷金・保証金を丙に返還する。なお、甲は丙から請求があった場合、上記返還に先立って返還時の精算にかかわる明細書を丙に提出するものとする。  
2. 甲は、原契約に基づく敷金・保証金返還請求権を丙以外の者に対し譲渡・担保差入その他処分を承諾しないものとする。

### 第10条（契約上の地位移転）

1. 原契約上の賃貸人の地位が甲から第三者へ移転した場合、丙所定の書面を用いて当該第三者が本契約に定める権利義務の一切を承継する旨の通知を行うことにより、本契約上の甲の地位を当該第三者に移転することができる。  
2. 前項の場合、本契約上の甲の地位は、丙が前項の通知を受けたときに前項の第三者に移転するものとする。但し、当該第三者から特段の申入れがあった場合はその限りではない。  
第11条（再委託）  
丙は、本契約に基づき委託した事務の一部を関係法令に従い丙が任意に選任する第三者へ再委託することができる。

### 第12条（賃貸保証契約書及び原契約記載内容の変更等の届出）

1. 本契約締結後、以下各号のいずれかが生じた場合、甲は丙に対し、直ちに以下の事項を届出するものとし、甲が本条に違反したことにより丙があらかじめ届出のあった、甲の居住地に通知を送付しても不到達となった場合は、当該通知は通常到達すべきときに到達したものとみなす。  
①本契約又は原契約の記載内容に変更が生じた場合はその内容  
②原契約が終了することとなった場合は、当該事実と本物件退去明渡日（予定を含む）及び転居先の情報  
甲が前項の届出を懈怠したことにより、丙が乙に対して返還すべき金銭が生じた場合には、当該返還に要する費用は甲の負担とする。

### 第13条（原契約変更の効力）

甲及び乙は、原契約を変更する場合（ただし、賃料等の減額は除く）には、事前丙の書面による承諾を取得するものとし、原契約の変更は、上記の承諾がない限り、本契約において丙に対する効力を生じない。

### 第14条（反社会勢力の排除）

1. 甲及び乙は、相手方に対し、現在及び将来において、自己（乙については同居者を含む）及び自己の役員が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過していない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当しないことを表明し保証する。  
2. 丙は、甲又は乙が前項に違反した場合、催告その他何らの手続をすることなく本契約を解除することができる。

### 第15条（追加的措置）

甲は、本契約の目的を達するために丙が必要又は適切とみなす契約書その他書類の作成、捺印を丙から要求された場合、速やかに作成、捺印し丙に交付する。  
第16条（充当関係及び相殺の承諾）  
1. 丙が本契約に基づく保証債務を履行したことにより、乙が丙に対して本契約に基づく求償債権を負担している場合、乙は甲に対する債務の弁済に優先して丙に対する求償債務を弁済しなければならない。甲は乙から債務の弁済を受けることができる。  
2. 前項の規定に違反して、乙が甲に対して金員を支払った場合、甲は丙に対して直ちに当該金員を引き渡すものとし、かかる金員は求償債権に充当される。ただし、本項に基づき丙が丙に対して負担する求償債務の額を限度とする。

3. 前項に基づき、甲が丙に対して引き渡すべき返金債務と丙が甲に支払うべき保証債務が丙の保証債務履行日に併存する場合、丙は甲に何らの通知を要せず、当該返金債務と保証債務とを相殺できるものとする。  
第17条（個人情報取扱に関する同意）  
甲は、丙による個人情報取扱について、別添の「個人情報取扱取項」に同意する。  
第18条（費用負担）  
1. 本契約に基づいて甲が丙に金銭を支払う場合又は丙が甲に金銭を支払う場合に要する費用は、その金銭支払義務を負うものが負担する。  
2. 本契約書の作成に関する印紙税は甲の負担とする。  
第19条（甲の代理人）  
甲が原契約にかかわる管理事務を第三者に委託している場合、丙が当該第三者に対して行う通知、弁済その他本契約に関する事務（以下、「通知等」という）は、全て甲に対して行われたものとみなす。また、当該代理人が丙に対して行った通知等は甲が行ったものとみなす。  
第20条（協議事項）  
乙及び丙は、本契約に定めのない事項について、関係法規及び慣習法に従い、誠意をもって協議の上、処理するものとする。

第21条（管轄裁判所）  
本契約に関する訴訟その他の紛争については、丙の本店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を専属的管轄裁判所とする。

同様とする。  
3. 丙は、法令上認められている場合又は乙の承諾が得られている場合等正当な理由がある場合には、乙の安否確認の為、本物件に立入ることができる。  
第7条（保証債務の支払時期）

1. 丙は本契約に基づく丙から甲に対する保証債務を重要事項説明書記載の「保証履行日」までに支払う。  
2. 前項に関わらず、前条1項又は2項に基づき、履行を停止した保証債務履行時期は次の各号の通りとする。  
①前条1項の場合 本物件の明渡が完了した日の属する月の最終銀行営業日  
②前条2項の場合 賃料等支払債務が確定した日の属する月の最終銀行営業日  
第8条（振替決済及び送金）  
1. 原契約に基づき乙が支払う賃料等の振替決済及び送金の事務につき、乙及び甲（管理会社を含む）から委託のある場合は、丙又は丙より委託を受けた決済代行会社（以下、「決済代行会社」という）が当該事務を行うことができる。  
2. 前項の事務にかかる振替決済及び送金手数料は乙の負担とする。  
3. 乙は、次のいずれかの方法で、賃料等振替決済及び送金手数料（以下、「賃料等」という）を支払うものとする。  
①預金口座振替  
②その他、丙又は決済代行会社が定める方法  
4. 賃料等は、丙又は決済代行会社が定めた日（以下「決済日」という）に乙の指定口座から前項の方法で振替決済又は請求するものとする。

5. 決済日までに賃料等の支払が確認できなかった場合、乙は、丙又は決済代行会社の指示に基づき、金融機関又はコンビニエンスストア等での払込により、賃料等相当額を支払うものとする。振込み又は払込みに要する手数料は、乙負担とする。  
第9条（譲渡担保の承諾）  
1. 甲は、丙乙間の保証委託契約に基づく丙に対する債務を担保するため、原契約に基づく乙の甲に対する敷金・保証金返還請求権を乙が丙に譲渡したことを承諾し、丙から請求があった場合、原契約に基づいて返還すべき敷金・保証金を丙に返還する。なお、甲は丙から請求があった場合、上記返還に先立って返還時の精算にかかわる明細書を丙に提出するものとする。  
2. 甲は、原契約に基づく敷金・保証金返還請求権を丙以外の者に対し譲渡・担保差入その他処分を承諾しないものとする。

### 第10条（契約上の地位移転）

1. 原契約上の賃貸人の地位が甲から第三者へ移転した場合、丙所定の書面を用いて当該第三者が本契約に定める権利義務の一切を承継する旨の通知を行うことにより、本契約上の甲の地位を当該第三者に移転することができる。  
2. 前項の場合、本契約上の甲の地位は、丙が前項の通知を受けたときに前項の第三者に移転するものとする。但し、当該第三者から特段の申入れがあった場合はその限りではない。  
第11条（再委託）  
丙は、本契約に基づき委託した事務の一部を関係法令に従い丙が任意に選任する第三者へ再委託することができる。

### 第12条（賃貸保証契約書及び原契約記載内容の変更等の届出）

1. 本契約締結後、以下各号のいずれかが生じた場合、甲は丙に対し、直ちに以下の事項を届出するものとし、甲が本条に違反したことにより丙があらかじめ届出のあった、甲の居住地に通知を送付しても不到達となった場合は、当該通知は通常到達すべきときに到達したものとみなす。  
①本契約又は原契約の記載内容に変更が生じた場合はその内容  
②原契約が終了することとなった場合は、当該事実と本物件退去明渡日（予定を含む）及び転居先の情報  
甲が前項の届出を懈怠したことにより、丙が乙に対して返還すべき金銭が生じた場合には、当該返還に要する費用は甲の負担とする。

3. 前項に基づき、甲が丙に対して引き渡すべき返金債務と丙が甲に支払うべき保証債務が丙の保証債務履行日に併存する場合、丙は甲に何らの通知を要せず、当該返金債務と保証債務とを相殺できるものとする。  
第17条（個人情報取扱に関する同意）  
甲は、丙による個人情報取扱について、別添の「個人情報取扱取項」に同意する。  
第18条（費用負担）  
1. 本契約に基づいて甲が丙に金銭を支払う場合又は丙が甲に金銭を支払う場合に要する費用は、その金銭支払義務を負うものが負担する。  
2. 本契約書の作成に関する印紙税は甲の負担とする。  
第19条（甲の代理人）  
甲が原契約にかかわる管理事務を第三者に委託している場合、丙が当該第三者に対して行う通知、弁済その他本契約に関する事務（以下、「通知等」という）は、全て甲に対して行われたものとみなす。また、当該代理人が丙に対して行った通知等は甲が行ったものとみなす。  
第20条（協議事項）  
乙及び丙は、本契約に定めのない事項について、関係法規及び慣習法に従い、誠意をもって協議の上、処理するものとする。

第21条（管轄裁判所）  
本契約に関する訴訟その他の紛争については、丙の本店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を専属的管轄裁判所とする。

## 特約

特約

## 特約

特約

## 特約

特約

## 特約

特約

以上、合意の証として、本書を2部作成し、甲、乙が各1部保管します。



# 保証委託契約書 兼 賃貸保証契約書

3枚目：賃借人控

ver.3

契約者は、本契約書記載の「個人情報取扱に関する条項」及び「保証委託契約条項」の説明を受け承諾の上、契約します。



大成保証株式会社  
TAISEI GUARANTEE CO., LTD.

契約締結日	20 年 月 日	保証番号																		
-------	----------	------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

賃貸借契約内容	物件種別	<input type="checkbox"/> 居住用 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> 事業用 <input type="checkbox"/> 借地																
	所在地	〒 □□□-□□□□ フリガナ 都道府県																
	物件名	フリガナ 号室																
	賃貸借契約日	20 年 月 日	賃貸借契約期間	20 年 月 日 ~ 20 年 月 日														
家賃	円	管理費 共益費	円	駐車場	円	その他	円											
敷金 保証金 (賃料等合計額に含まない)	円	賃料等合計額		円														

賃借人(甲)	住所	〒 □□□-□□□□ フリガナ 都道府県																
	氏名	フリガナ										印	電話番号					

賃借人(乙)	住所	〒 □□□-□□□□ フリガナ 都道府県																
	氏名	フリガナ										印	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日 (西暦)	年 月 日		
	固定電話					携帯電話					e-mail							

同居人	氏名	生年月日	連絡先(携帯可)	勤務先(学校名)

緊急連絡保証人	住所	〒 □□□-□□□□ フリガナ 都道府県																	
	氏名	フリガナ										続柄	電話番号						
	連帯保証人の場合の保証限度額	<input type="checkbox"/> 居住用(月額賃料の18か月) <input type="checkbox"/> 駐車場(月額賃料の18か月) <input type="checkbox"/> 事業所用(月額賃料の6か月) <input type="checkbox"/> 借地(月額賃料の6か月)										(月額賃料等合計額 × (かける) 左の該当する月)	円	印					

保証会社(丙)	大成保証株式会社	東京都港区赤坂3-2-8	
---------	----------	--------------	--

取扱店	<input type="checkbox"/> 管理会社 <input type="checkbox"/> 仲介業者	住所	社名	電話	担当者
	領収証				
	初回保証料 受領日 20 年 月 日 円				
	上記金額を正に受領いたしました 大成保証株式会社 東京都港区赤坂3-2-8 登録番号 T3013301039050				

## 保証委託契約に関する重要事項説明書

### 1. 保証委託料のお支払いについて

契約者様には、以下の保証委託料をお支払いいただきます。

初回保証委託料 (契約時)	入居時に指定された金額
継続保証委託料 (契約締結時から1年ごと)	居住用物件：10,000円(駐車場のみの場合は0円) 事業用物件・借地：賃料等の合計額の10%(最低保証委託料 30,000円)
追加保証委託料	賃料等が増額された場合、お支払いいただく場合があります。

### 2. 保証範囲について

大成保証株式会社が、賃借人様に対して連帯保証致します。

賃料等	賃貸借契約に定める月額賃料、月額管理費・共益費、月額駐車場代、その他の固定費等
更新料※	賃貸借契約の更新時に契約者様が負担する費用(賃貸借契約が2年未満の場合を除く)
退去時精算費用	契約者様が退去時に負担する原状回復費用及び賃貸借契約の特約に基づく修理、修繕費用
賃料等相当損害金	賃貸借契約終了後、物件明渡迄の期間の損害金

※プランにより保証の有無があります。

### 3. 保証極度額について

居住用・駐車場のみの場合は24ヶ月分、事業用・借地の場合は6ヶ月分となります。

### 4. 保証限度額について

※ただし、特約がある場合は特約条項に従います。

	居住用	事業用
賃料等	賃料等1ヶ月分 / 月	賃料等1ヶ月分 / 月
①更新料※	賃料等1ヶ月分 / 回	賃料等1ヶ月分 / 回
②退去時精算費用	賃料等1ヶ月分 / 回	賃料等1ヶ月分 / 回
賃料等相当損害金	賃料等1ヶ月分 / 月	賃料等1ヶ月分 / 月

※プランにより保証の有無があります。

### 5. 保証期間について

保証委託契約が成立してから、物件の明渡完了までとなります。

### 6. 退去決定後の連絡について

契約物件の退去がお決まりになりましたら、管理会社様とあわせて当社にもご連絡頂きますようお願い致します。

TEL: 03-6230-9297

受付時間: 9:00~18:00(日祝日、年末年始を除く)

### 7. 注意事項について

- 保証委託契約が、契約期間の途中で解約された場合でも、お支払い済みの保証委託料の返還はできません。
- 契約後にお届け頂いた情報に変更が生じた場合は速やかにご連絡頂きますようお願い致します。(電話番号・勤務先・緊急連絡先または連帯保証人様の連絡先等)
- 保証委託契約は、契約者様の賃料等の支払義務を免除するものではありません。
- 賃料等は、賃貸借契約で定められた日までにお支払いください。
- 万一、当社が賃料等を立替払いした場合、当社が立替金額に加えて別途1,000円(税別)を立替手数料としてご契約者様へ請求いたします。また、遅延した日から支払済みまで年14.6%の割合による遅延損害金(年365日の日割計算による)をお支払頂きます。
- 当社が賃料等を立替払いし、契約者様にご請求する際に、お届け頂いた連絡先に連絡を差し上げても連絡が取れない場合、やむを得ず、契約者様または入居者様の安否確認及び状況確認の為、警察官等の立会のもとで物件内に立ち入りする場合がございます。
- 賃借人へ敷金を預入している場合で、退去の際に当社への立替金未払いがあるときは、賃借人から当社に敷金を返還していただく場合がございます。
- 本書面と保証委託契約書は必ず保管してください。

保証会社	商号	大成保証株式会社	家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣(1)第90号
	住所	東京都港区赤坂3-2-8	登録日	令和3年11月30日
	電話番号	03-6230-9297(代表)		

